
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

平成30年6月13日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成30年6月13日 午前9時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（9名）

1番 河 中 博 子	3番 松 本 二三子
4番 加 藤 修	5番 三 島 尋 子
6番 江 田 加 代	7番 橋 井 満 義
8番 井 藤 稔	9番 松 田 悦 郎
10番 山 路 有	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志 会計管理者 深 田 珠 生

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

6月13日、平成30年6月第2回定例会本会議3日目を開催します。

本日は、一般質問2日目となります。

開始前に、議長から2点お願い、また注意を申し上げます。

御存じのように、議場は神聖な場所かつ権威を重んじなければなりません。また、議会倫理条例も制定されたところであります。1点目として、議場を退席、入席する場合は、議長の許可を得ること。2点目として、むやみな私語は慎むこと。以上2点をお願い、また注意いたします。

日程第1 一般質問

○議長（山路 有君） それでは、一般質問、2日目に入ります。

本日の通告者の紹介をいたします。

通告順6番、議席番号1番、河中博子議員、この後午前9時から行います。通告順7番、議席番号6番、江田加代議員、午前9時40分から行います。通告順8番、議席番号7番、橋井満義議員、午前10時55分から行います。

本日は、3名の議員が一般質問を行います。

それでは、通告順6番、1番、河中博子議員の一般質問を許します。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） おはようございます。1番、河中博子です。よろしく申し上げます。

きょうは、高齢者が元気に暮らせる村にするためにはどんな健康づくりが求められるのかを考えてみたいと思います。ことし5月1日付の日吉津村の人口は3,542人、そのうち65歳以上の高齢者は967人、つまりおよそ1,000人で、パーセンテージにして27.3%となっています。ざっくり言えば4人に1人は高齢者ということになります。日吉津村では、元気な村づくりの一環として、健康寿命を延ばす、つまりベッドで余生を送るのではなく、健康で長生きする取り組みが行われています。高齢者の健康づくりは、自分の役割を持ちながら、自分のことは自分でやれる、そして、毎日楽しく過ごすことができれば理想的な健康づくりと言えるのではないでしょうか。この楽しくというのが健康づくりの重要なポイントだと思います。

昨年8月の新聞記事に書かれ、暮れの12月に再びネット上に取り上げられて関心を呼んでいる情報があります。流通大手のイオンがシニア向け大型店を全国で100カ所以上つくる、ある

いはリニューアルする計画を発表しています。既に実施しているシニア向け大型店には、健康と運動のための設備があり、足湯とかウオーキングコースが早朝7時から利用できるようになっています。ほかにも喫茶店、囲碁、卓球台など、高齢者が余暇を過ごすための店舗構成になっているとあります。

早速、日吉津店に様子を伺いましたところ、シニア向け店舗の構想については、現在は具現化していないが、次回の改装には考えないといけないかなと思っているということでした。また、ウオーキングについては、西館でやっているということでしたので、早速行ってみました。ことし4月から毎月最終土曜日に、イオンモールウォーキングとして実施しているとのことで、コースも案内していただきました。西館チューリップコートの入りをスタートして2階に上がり、東館の奥、折り返しで1キロメートル弱、途中所要所に案内板が立てかけてありまして、そこにはスタートしてから現在地までの距離と、カロリーを幾ら消化したかが書いてありました。カロリー付きのウオーキングコースとはおもしろいなと思って拝見しました。これなら天候に左右されることなく歩けますので、参加しやすいのではないかなとも思いました。日吉津村は、まさにイオンモール日吉津店のお膝元ですから、村民の利用客も多く、買い物ついでにそういう楽しみがふえると、特に高齢者にとってイオンに出かける元気も出るというもの、行政として、イオンモール日吉津に対して、積極的に働きかけをしてはどうかと思いますが、お考えはありませんか。

次に、日吉津村の健康寿命延伸事業についてお尋ねします。村が取り組んでいる健康ポイント事業は、村が実施する住民検診やがん検診、ウオーキング教室などの事業に参加するとポイントがもらえて、1年間で20ポイントたまったら、イオンの商品券1,000円分と交換しますというものです。そこで、まず伺いますが、昨年度20ポイントためて商品券1,000円をゲットした人は何人ありましたか。そして、この人数は多いと思っていらっしゃいますか、それとも少ないと思っていらっしゃいますか。また、この健康ポイント事業について、どのように評価していらっしゃるのかお尋ねします。

次に、先ほど健康づくりのポイントは楽しいと覚えることが大切だと申しましたが、さらにもう一つ重要なポイントがあると思います。それは、精神的な健康づくりとでも呼ぶべきものでしょうか、メンタルな部分です。ただ単に健康、健康と言いましても、体は健康でも日常の生活が楽しめないこともありますし、逆に気持ちは若々しくても体がついていかないということもあるでしょう。つまり健康とは心身ともに健康で、その上自分の役割がちゃんとあって、社会と交わり健康であることを感謝することが大切なのではないかと思えます。このポイント事業は、内容

としては身体的な健康づくりを重視したもののように思えます。交通弱者のように気軽に行くことができないとか、大勢の人と一緒に行動するのが苦手とか、半ばひきこもりの人とか、そういう方たちも参加してみようかと思えるように、メンタルケアを加えるともっと効果があるのではないかなと思うのです。日吉津村社会福祉協議会のさまざまな教室や取り組みには、多くの村民、高齢者が参加しています。ヴィレストヒエブズのグループ活動もそうです。また、人間ドックを個人で受けている人にもポイントを上げるとか、そのように間口を広げることは無理でしょうか。何か一つのグループに入ってみようかなと思ってもらえる取り組みが必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。お聞きします。

最後に、うなばら荘の施設利用券についてお聞きします。ことし3月議会にも質問しましたが、利用券をお風呂で使うためには3,600円の回数券を購入することにしか使えませんかと言われ、もっと柔軟に考えて、自由に使えるようになりませんかと要望しました。確かに昨年度の利用券には入浴回数券購入時となっていました。ところが、先日配布されました今年度の利用券は、宿泊、食事、入浴、売店などに利用できると、ただし書きが変更されています。ということは、お昼にさざなみで食事をし、お風呂に入って、仕上げはロビーでコーヒーを飲みながらくつろぐ、そういう使い方をしてもいいということでしょうか、どうでしょうか。お聞きします。

以上、イオン日吉津店のシニア向け店舗への働きかけについて、村の健康寿命延伸事業について、最後にうなばら荘の施設利用券の使い方についてお尋ねします。なお、答弁によりましては、再質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 河中議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、質問の大きな項目は、高齢者が元気に暮らせる村という中で、最初にイオンのシニア向け店舗についてということですが、イオンは現在から将来にわたる高齢化社会の新しい取り組みとして、シニア向け大型店の出店を計画されているとのことであって、先ほど河中議員からあったとおりであります。高齢者が足を運びやすい仕組みとして、巡回バスの活用や買い物の相談に乗るコンシェルジュの設置、ステッキや老眼鏡などの商品充実等、さまざまな工夫が検討をされているというふうには伺っております。イオンモール日吉津店においても、モールウォーキングや健康相談窓口の設置など、積極的に健康事業に取り組んでおられ、本村もモールウォーキングの周知を図るとともに、健康ポイント事業の対象事業とすることにしたところでありますので、少しずつではありますけれども、連携を図っているというところであります。今後もイオンに限らず、民間企業や医療機関とも情報共有し、連携を図りながら村民の健康増進に努め、健康

寿命延伸につなげていくよう取り組みを進めていく所存であります。

ポイントの20ポイントになった方の人数はということでありましたが、去年は12人ということで、これが多いか少ないかということでは、まだまだ少ないというふうに思っていますし、まだ取り組みの日数が浅いということですので、周知の徹底もなされていない、これからさらに周知を進めていき理解をしていただく、さらにはポイント手帳のポイントになる項目もふやしていく必要があるというふうに考えて、そのような指示もしておるところであります。それが、イオンモールのウォーキングに対してもポイントをふやすということの一つのあらわれにしたところでもありますので御理解をいただきたいと思いますが。

2番目の日吉津村の健康寿命延伸についてでありますけれども、健康寿命延伸事業は、効果的な保健事業の展開に向け定めたデータヘルス計画に基づいて、村の健康課題を解決するために、主に壮年層を対象に事業に取り組んでおります。社会参加の必要性ということでは、高齢者が健康で生き生きと生活するためには、生活習慣病の予防や体力づくりだけでなく、社会参加と役割を持つことが大切だということで、これは一般的に言われておることでもありますので、しっかりと啓発をしていく必要があると思います。社会活動は高齢者の健康や生活の質に大きく影響するということでございます。御指摘、メンタルケアに対しての実施することで申し上げますと、基本チェックリストによる高齢者の実態把握、福祉保健課、地域包括支援センター職員によります独居高齢者の訪問、外出ができない、社会とのつながりがない方に対しては、地域包括支援センターや福祉保健課職員が個別に訪問を行い、必要なサービスや社会資源につなげるよう支援を行っております。今後についてでありますけれども、現在地域包括ケアシステムの構築を目指して施策を推進しておりますので、今後も介護予防事業、生活支援体制整備事業等に取り組んでいきますとともに、地域や関係機関との連携、住民相互の支え合い等によって、高齢者が生き生きと元気で暮らし続けることのできる地域づくりに努めていきたいというふうに計画し、考えてもおるところであります。

次に、3番目のうなばら荘の利用券を使いやすく改善することについてということですが、平成23年度から実施しております日吉津村老人保養施設うなばら荘でありますけれども、利用助成券につきましては、当初は宿泊、食事のみ利用可能としたところでありましたけれども、皆さん方の声もあったりして、それからせっかくお出しする利用券の利用度を高めていくということで、入浴回数券の購入が25年度、売店での利用可能が26年度、また入浴回数券の購入や売店での利用が可能になったことから、これまで対象でなかった世帯全員が、施設や病院に継続して入所、または入院されている方でも利用できる場合が考えられることから、日吉津村に住所を

有し、かつ65歳以上の高齢者全員に交付できるよう、平成27年度に要綱改正を実施したところであります。今年度からは、これまで入浴については、入浴回数券を購入してもらわなければいけませんでした。が、食事と入浴、売店と入浴といった組み合わせの利用も可能とし、さらに利用がしやすくなるよう改善をしたところであります。利用率につきましては、当初の平成23年度が39%で、年々上昇しながら、平成28年度が71.7%、29年度が85.7%まで引き上がってまいりました。

以上で、河中議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 再質問をさせていただきます。

まず、うなばら荘についてですが、3月議会で村長のほうから、利用券の使い方についてはうなばら荘と相談すると答弁していただいていたので期待しておりました。その確認もあって再びお尋ねしました。速やかに、しかも住民にとってうれしい結論を出していただき、よかったと思います。ささやかな改善ですけれども、皆さんきっと喜ばれると思います。

確認ですが、細かいことを申しますと、使い方のもう一度確認をさせていただきます。例えばお昼の定食が1,030円、お風呂が400円、4月1日から40円値上げになったようにですけれども、コーヒーが370円と使いますと、締めて1,800円となりまして、200円余ります。これの利用券をどう捉えるかなんですけれども、それがそのまま200円がまだ使えるとなれば、人間の心理として、残ったお金でお土産でも買って帰ろうかという気持ちになるかもしれません。そうなりますと、利用者にとっても、うなばら荘にとりまして、お互いの幸せのために結構なことではないかなと思いますが、そういう使い方はできるでしょうか。確認させてください。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

結論から言いますとできますので、売店と入浴等のセット、食事とのセットは可能でございます。ただ、おつりは出ないということはちょっと御承知おきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） わかりました。そういうことであれば、本当に人間の心理として、じゃあお土産でも買って帰ろうかというようなことになると思いますので、いい回転ができるん

ではないかと、勝手に想像します。おいしくて、楽しくて、心からくつろげる、そういううなばら荘施設の利用券であってほしいなと思っています。

次に、イオンのシニア向け店舗につきましては、近くにそういう店舗がありましたら行ってみたいなと思ひまして、探しましたけれども、山陰はもとより中四国管内にはまだありませんでした。村としては、先ほどモールウォーキングを健康ポイント事業の対象としたというふうにおっしゃいましたので、本当に結構なことだなと思います。さっきから申してますけども、ポイント事業の窓口をもっと広げていただきたいなと思っていたものですから、結構なことだなと思ひました。集客力のある流通大手のイオンですし、何といたしましても日吉津村はお膝元ですから、ぜひ取り組みを進めていただきまして、鳥取県西部のシニア世代の皆さんのためにも、ぜひ日吉津店をシニア世代に対応した店舗になりますよう、働きかけを続けていただきたいと思ひます。きっと皆さん、歓迎されると思ひます。

最後に、健康寿命延伸事業についてですけれども、昨年度20ポイントたまった人が12人、これは20歳以上が対象ですから、本当に少ないなと思ひます。おっしゃるように周知がなされてなかったのかなと思ひます。本当にもっともっとこれは取り組みを広げていただきたいと思ひます。村長もおっしゃいましたけれども、高齢者の健康づくりというのは、基本的な考え方としては体力面だけではなく、体力は年とともに衰えてまいりますので、社会参加と役割を持つことが本当に大切であると思ひていて、答弁されたとおりだと私も思ひています。そのためには、できるだけ外出をして、社会とのつながりを保つことで気持ちに張りが出て、生きる喜びにつながる、そういう面が必要ではないかなと思ひます。このポイント手帳の取り組みですけれども、周知ができてないとおっしゃいましたが、これをどういうふうに関今後やっていこうと思ひておられますか。

○議長（山路 有君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 河中議員の御質問にお答えします。

ポイント事業につきましては、平成29年、昨年度から始めた事業でございます。それで、1年目にして12名の達成者ということで、先ほども申し上げましたが、非常に少なかったという率直な感想を持っております。やはり多くの皆さんが20ポイントいったよという達成感を感じてもらうということが大事だと思いますので、もっとどんどん達成者が出るような周知をしていかなければいけませんし、事業としても改良していかなければいけないというふうに関思っております。

それで、先ほど質問の中でありました、運動面が中心になっているんじゃないかということ

おっしゃいましたので、実際のところはいろんな検診とか予防教室ですとか、講演会に参加していただいてもポイントということにしておりますので、決して運動ばかりではないところがあります。ただ、そういったことがちょっとイメージとして健康ポイントとなると、何か運動に参加したというようなところで感じられると思いますので、やはりその辺をもうちょっと周知していくことが大事かなと思います。

事業の改善としましては、先ほど来出ておりますイオンのモールウォーキング、こちらに参加していただいてもポイントを加算するというようにしておりますし、例えば老人クラブさんの全ての事業を対象というわけにはいきませんが、その中でこれはというものをポイント手帳の対象事業にしていきたいというふうに思っています。それから、新たに教育委員会との共済事業なんかも加えて、どんどん枠を広げていきたいと思っております。あわせて、やはりそこを皆さんに知っていただかなければ、なかなかそのポイント手帳を持ってきてもらうことできませんので、その辺も努めていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（1番 河中 博子君） 健康づくりをしましょう、70歳まで、というようなスローガンも掲げてありますので、今回の企画、本当によい企画ですので、もっと周知させることが必要だと思います。そのように思っているとは思いますが、なかなか人を動かすというのは難しいことです。折り込みチラシとか、村のホームページ、村の広報で呼びかけても効果が出ないというのが一般的です。例えばひえづ113チャンネルを使って、文字テロップによる放送だけではなく、担当者が顔出しで呼びかけをすとか、明るく、楽しく、目につく、心に残る、そういうふうなPRを考えていかれたらどうでしょうか。113チャンネルは視聴が本当に多いですけれども、文字というのはなかなか最後まで読みません。だから、その辺をもう一工夫されたいんじゃないかと思います。幾らいい計画でも村民に知ってもらわなければ実のある取り組みにはならないと思いますので、その点を今後考えていただきたいと思います。

健康ポイント事業は、表現は適切ではないかもしれませんが、自分の健康をチェックして、何事も特に異常はなかったということで、精神的な安心感を確保した上にポイントがいただけるという、そういう御褒美までついているというのは悪い話ではありませんで、うれしい話ではないかと思います。それはそれで本当に結構なことなんですが、再三申しますが、それに加えて、繰り返し申し上げますけれども、余り外出したくない、それから人とのかわりも持ちたくない、そういう方たちにも参加していただくためにはどうしたらよいか、その点にも目を向けていただきたいと思います。先ほど課長がそれについてお答えくださいましたので、特に

この件についてはそれ以上申しません。ぜひ本当に、さっきも申しましたけど、高齢、年をとるということは、体だけではなく心も弱ることがございますので、ハートのある取り組みをしていただきたいと思います。

今後の課題としてですけども、ある人が、自分もやったけれどもとても1年間で20ポイントはたまらないのでやめたという人もいらっしゃいました。このあたりも今後検討課題だと思います。

それと、メンタルケアに対しましてですけども、先ほど村長が高齢者の実態を把握しながら、地域包括支援センターと協力して必要なサービスや支援を行っているというふうに言われました。これは、いつも前からそのようなおっしゃっていますけども、本当に引き続き、大変なことだとは思いますが、充実した取り組みになるようお願いしたいと思います。

イオンモール日吉津店のシニア向け店舗も、健康寿命延伸事業も、うなばら荘利用券も、全て高齢者が健康で生き生きと暮らすための、いわゆる健康寿命延伸事業につながるものだと私は考えています。およそ4人に1人は高齢者という日吉津村です。あすは我が身、みんなが通る道です。高齢者が心身ともに健康で元気に楽しく暮らせる村になるよう、バランスのとれた中身の濃い取り組みを推進していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（山路 有君） 以上で河中議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 続いて、議席番号6番、江田加代議員の一般質問を許します。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。きょうは3点について質問いたします。村長の御答弁よろしく願いいたします。

まず、1点目は、払える国保税施策の確立をということで質問いたします。命を諦めている患者さんがたくさんいる、無料低額診療所をいち早く始めた診療所に勤務する看護師さんの声です。厚生労働省の調査では、昨年6月時点の国保料の滞納世帯は20年ぶりに300万世帯を下回ったが、短期保険証、資格証明書合わせ、正規の保険証ではない世帯が100万世帯を超える状況が続いている。全日本民医連が調査しただけでも、昨年正規の保険証を持たない人が手おくれ、重症化で亡くなった事例は全国で63件に上ります。日吉津村からそのような患者を一人も出してはならないとの立場で質問いたします。

4月から国民健康保険の財政運営主体が県に移行、初年度は国庫補助増額による激変緩和措置で保険税の上昇が抑制されました。激変緩和の期限は定めないと表明している県もあるようです。

今後も払える保険税の水準を維持できる軽減対策を積極的に国、県に要望しつつ、村独自の対策を求め質問いたします。

1、県が公表した新制度の保険料算定結果では、若桜町、日吉津村は将来保険料が上昇する可能性があるため、激変緩和の対象としたと報道にありました。その説明をよろしく願いいたします。

2点目は、国の激変緩和措置は6年間とあります。その後、国保税の段階的な引き上げにより国保加入者の生活が耐えられるのか、国保税の負担軽減対策はますます必要と考えます。特例措置終了後の課題についての見解をお尋ねいたします。

3点目、新制度に変わっても保険税の額を決めるのは村の仕事であると考えています。全県統一保険税についての所見と、所得割と均等割、2方式算定の考えと、子供の均等割減免についての見解を伺います。村長の御答弁よろしく願いいたします。

次に、小規模保育事業の今後の課題はと質問いたします。保育新制度がスタートして3年が経過しました。新制度では待機児童対策として、小規模保育事業が重視されています。新制度スタート時、鳥取の保育を考える会のメンバーにより、県内の小規模保育所を視察、施設長からの聞き取りを行った上で、報告書がまとめられています。私も日吉津2園については同行いたしました。村内の2施設についての考察で、3歳児といえども一時的な託児サービスと違い、1日を過ごす保育環境のあり方として、環境、施設条件に疑問が残ったが、保育士の懸命さが印象的だったと記されていました。日吉津村が担っている役割を踏まえ、小規模保育施設3年間の評価と今後の課題について伺います。

最後に、下水道使用料10%の減免の継続を求めて質問いたします。この減免制度は、全ての村民が恩恵を受ける村独自の貴重な減免制度であり、これまで議会でも評価してきました。ぜひとも10%減免制度の継続を求めたいと思います。村長の御答弁よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 江田議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、払える国保税施策の確立をということですのでいただいております。細部にわたっては、3つ質問項目があります。まず、県が公表した新制度の保険料算定結果では、若桜町と日吉津村が将来保険料が上昇する可能性があるため激変緩和の対象としたと報道をしてることに対する説明をということでもありますけれども、このたびの納付金算定における激変緩和の算出方法として、国からの指導は試算で算出した30年度1人当たり保険料と28年度の1人当たりの保険料額を比較した上で、都道府県の定める一定割合を設定して、一定割合を超過する市町村に対し激変緩和

和を行うようになっておりました。鳥取県もこの算定方法を用いており、本村の平成28年度と比較した平成30年度の1人当たりの保険料額の比較が一定割合を超えたことから、激変緩和が適用されたものであります。新聞では記載がされておられませんけども、1人当たりの保険料額の比較から激変緩和が行われた自治体は、本村と若桜町とそのほかにも複数の自治体があったということで、若桜、日吉津だけということではないという中身がありますので御理解をいただきたいと思えます。激変緩和対象の算定方法は、将来的に変更になる可能性も当然年度ごとにあります。当面は毎年2つの年度の保険料額の比較を行っていくものと考えられます。

次に、2番目の国の激変緩和は6年間とあるということでもありますけども、今後国保税の段階的な引き上げに国保加入者の生活が耐えられるのか、国保税の負担軽減対策はますます必要になるであろうというふうに考えるわけでもあります。この6年間の特例措置の終了後の課題についてはという件についてお答えをしますと、平成30年度は暫定措置分として納付金算定に入っていますけれども、国からの激変緩和措置分の特例基金は6年間が見込まれております。新制度において、医療費は県からの支出となり、納付金の財源としても保険税のみではなく、県交付金も適用することができるようになっております。6年、国の激変緩和の財源が切れるという今の見込みでありますけども、この県の交付金が相当残るであろうという見込みはあります。でも激変緩和が今のようにできるかという、そうはいかないだろうということでもあります。また国も、被保険者に急激な負担をかけるようなことは避けるよう留意するようにとの見解から、平成36年度以降も都道府県繰入金による激変緩和策の継続は可能としています。今の県の交付金の利用の仕方だと思っています。本村でも平成29年度には5,000万円の基金積み立てを行ったところでありました。こうした激変緩和策の継続が見込めるとしても、医療費が上がり続ければ被保険者の負担にも影響が出る可能性は十分に考えられるわけでもあります。考えられるというより、このたびの激変緩和でここまで激変緩和が導入されるのも思ってませんでしたので、大変な激変緩和を受けたなというふうに思っていますので、これ以後の保険料の医療費の上昇に対する保険料の負担というのは、ある程度の覚悟が必要ではないかというふうに考えてるところであります。村民の皆様とともに一人一人の健康について改めて向き合い、その健康寿命を延ばしていく取り組みを進め、医療費の適正化と健康に暮らしていける村づくりを目指してまいります。

3番目に、新制度に変わっても保険料の額を決めるのは村の仕事であるということでもあります。その中で、全県統一保険税についての所見はということでもありますので、それについてお答えを申し上げますと、それから、それ以外に所得割と均等割2方式算定の考え、子供の均等割減免についての考えということでもあります。全県統一保険税についてですが、現時点では、各市町村

によって所得割や資産割等の算定項目の比重の差や所得水準の差が大きく、統一するにはハードルが高いというのが現状です。しかし、保険税が統一されれば、被保険者が転居するごとにその額が変わることもないことから、それは県内移動のことです。被保険者の負担が少なくなる可能性もありますし、他県では統一保険料を行っているところもあります。こうした県を先例として、将来的な統一保険税率に向けて、全市町村が意見を出し合いながら議論を進めていく必要があります。という答えにしておりますけれども、保険料に対する30年度からの激変緩和措置が示された県と市町村の行政懇談会の席に、村としては全県統一の保険税が、いわゆる医療費の多い少ないに限らず、被保険者が一つの保険基盤をつくるので保険料は統一すべきであるということを申し上げました。19市町村の中で一番小さいところが、言ってみれば医療費が高い自治体ですので、そういうことを言うのはばかられましたけれども、あえてそれを申し上げさせていただきました。それが保険だというふうに、相互扶助の保険だと思っておりますので、そのように申し上げました。鳥取の深澤市長もそれに同調をすると、将来的にはやっぱり県内統一の保険税でなければならないということが、鳥取市長さんも言われましたので、2人が言ったということですので、それで決まったというわけではありませんが、発言のなかったところは反対をしていらっしゃるというふうに見るべきだと思いますが、県下統一の保険税にしていくということは、これから議論が進めていかれるというふう考えております。

所得割と均等割の2方式算定についてですが、現行では、所得割と資産割及び個人に係る均等割と世帯に係る平等割の4方式を、本村は賦課方式としております。これによって納付金の財源となる保険税を確保しなければならないことから、保険税を確保するわけでありまして、算定の項目が少なくなると、その分一つの項目で金額を大きくすることになるというふうに思っています。これを前提にした場合、所得割と均等割の2方式にすると、定額である均等割は1人当たりの金額を上げ、世帯の中の被保険者の数だけふえる形になりますので、被保険者の多い世帯には現在より負担が大きくなるおそれがあります。そうしたことから、単純に所得割、均等割の2方式算定を行うことは難しいのではないかと、いわゆる保険税を確保するための試算の各4方式のそれを2方式にするということでは、4方式に分散をしておりますけれども、2方式だと分散できませんので、どうしても厳しくなるのではないかとというふうに思っています。

次に、子供の均等割減免についてですが、全国知事会や全国市長会でも少子化対策、子育て世帯の負担軽減などを目的に提言されているところであります。本村では、以前より子育てサービスとしてさまざまな事業を行っており、国保世帯に限らず、全ての世帯が利用できる子育て事業を行っています。また、子供は所得がないことから、世帯全体の所得が少なく、世帯割、均等割

の7割、5割、2割軽減に係る可能性が高くなります。少子化対策としては、対象世帯が非常に限られてくることから、その費用対効果を含め、慎重に考える必要があります。

次に、質問の2つ目の項目ですが、小規模保育の今後の課題はということまでいただいております。小規模保育所2園とも開設以来、年度当初から利用定員の15名にかなり近づいている状況があります。年度中途に育児休業明けや転入などの途中入所も受け入れていただいておりますので、待機児童対策に貢献をしていただいているということでもあります。県下の年度当初の保育所の受け皿は待機児童なしということですが、年度中途は4,000人とか5,000人とか数字になってきますので、我が村の小規模保育所はそういう意味では大きな役割を果たしていただいておりますというふうに思っています。今年度は4月1日現在に、まず、ちゅうりっぷ保育園が12名、日吉津ベアーズが13名でスタートしております。開園当初から日吉津保育所が連携保育施設ということもございまして、保育のあり方、持ち物、給食等、さまざまな面で連携を図るとともに、2歳児交流の運動会や生活発表会などの参加交流により、3歳児で一緒になったときにスムーズな移行ができるように取り組んでいるところであります。ことしの入園式で大きく、日吉津の保育園の入園式で例年の、ふなれなために大きく泣き叫ぶ子供さんが非常に少なかったかなと思っておりますので、やっぱり小規模から3歳に上がってこられるということでは、人なれをしていращる、さらにはまた交流事業でも日吉津の保育所に来ていращるということが功を奏しているのかなというふうに感じたところでありますので、そのようなことをつけ加えさせていただいて、質問の中の施設環境については、保育基準に沿った整備をしていただいております、必要に応じて園庭の整備や施設内の改修などを行い、環境整備にも努めていただいております。また、近隣の公園やヴィレステひえづを活用するなどの工夫をしながら保育をされているということもでございます。ヴィレステひえづの利用については無料にし、海浜公園なども使われる際には無料にすると、当たり前かというふうに思いますけれども、そんなことを措置をしておると。工夫をしながら保育のほうに努めていただいておりますので、今後も日吉津保育所とも連携、調整を図りながら適切な保育に取り組んでいただくよう、村としても指導、監督に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、下水道使用料10%減免の継続をということで、全ての村民が恩恵を受ける村独自の貴重な減免制度であり、これまで議会でも評価してきたと、10%減免制度の継続をという質問でありますけれども、日吉津村の下水道の10%減免措置は、平成20年9月に米国でリーマンショックの世界的な金融危機がございまして、そして景気の低迷が全国的な喫緊の重要案件でございましたので、このため国の経済対策も踏まえて、日吉津村でも国からの助成金を活用して、ま

た議会の理解も得て、他の施策とともに下水道の使用料の10%減免を、平成22年4月から現在まで実施をしております。議員の御質問のとおり、使用料の10%減額はほぼ全村民が恩恵を受けられるものであります。御案内のとおりであります。下水道使用料などの会計であります公共下水道特別会計は、村の一般会計より毎年数千万円の繰り入れを行って運営をしている状況であります。また、現在は実施に至っては非常に日本の景気は上向いて、言ってみれば頂点にあるような状況もあるというふうに思っていますので、景気も好調に推移しておるとい状況ですので、平成16年からさまざまな公共料金の見直しや公共サービスの見直しをさせていただいて、この10%減額というのは政策的に取り入れたものでありますので、その16年に決めていただいたものに今の景気からすると一遍に返すというわけではありませんけれども、まさにこのタイミングで10%減額をもとに戻したいというふうに考えておまして、下水道審議会の答申を尊重し、議会のほうにもお話をさせていただいて、できれば御理解をいただいて、減額を少なくしていく下水道の減額特例措置を行っていきたくと。一度に戻すのではなくて、複数年かけて戻させていただいたら、そしてこの今の好景気の時期を逃してしまうと、また戻しにくい状況が来るのではないかなというふうな心配をして、悪乗りするわけではありませんけれども、下水道運営事業も適切に運営をしていかなければならないということでもありますので、御理解をいただきますようお願いをして、江田議員に対する答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） じゃあ、再質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず、最初の国保の関係についてです。1番目の、若桜町、日吉津村は将来保険料が上昇する可能性があるというのは、何か新聞の記事をそのまま書いたんですけども、説明はわかりました。ありがとうございました。

それと、2点目の、激変緩和が終了した後のことが本当に被保険者が負担に耐えられるかという辺についてなんですけれども、村長の御答弁の中で、このたびの激変緩和の財源については、大変な激変緩和が受けられたというふうにおっしゃいました。確かに私、この激変緩和措置について、この3,400億円というのでしょうか、については、この制度の議論が始まったときから、地方との協議の場というところで、全国の知事会などの地方六団体がすごく頑張られたと理解しております。その中で、初めて、ずっとかねてから私、問題視してたんですけども、国保の構造問題を解決することなしに、都道府県単位化を進めることは認められないと、知事会では猛反

発されました。そこからいろいろと国のほうも構造問題について議論され、認められたわけですが、やっぱりそういった本当に地方の頑張りがあって、この3,400億円ということになったんだなということは承知しております。

ただ、国保の構造的問題ということについて言いますと、そのときの議論の中にも、言ってみれば国保には低所得者が多くて、被用者保険のような事業負担もなく、社会的に弱者の医療保険になっているのに、保険料の負担が被用者保険よりはるかに高いところを言っておられましたけれども、このあたりについて、村長の認識はいかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 知事会が力を出されたのは、いわゆる国保の所得の低い、今ありました所得の低い、どちらかという人が市町村の被保険者でしたので、所得の少ない団体だけを寄せ集めて都道府県化してみても、それは低所得の県下の統一にしかないということで、まず、金の問題で知事さんは、どこの知事さんもうんと言われなかった。京都の山田知事はやると言っただけでも、そこがまず進まなかったということでもあります。それから、構造問題ということは、おっしゃったとおりで、やっぱりそのとおりで、基本的にはずっと市町村は医療保険の統一を要求しておりますので、今でもそのものを掲げながら医療改善には努めておるところでありますので、都道府県化されたといっても、やっぱり先ほども言いましたように、所得の高い安いもありますけれども、医療費は相互扶助という保険ということでやるならば、やっぱり若い世代の皆さんも一つの保険になるべきだというふうに私自身は考えてますので、やっぱり医療保険の一本化が、究極の医療保険制度の目標にしていかなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私もこのたびのこの制度改正については、県の本化は、保険の本化の通過点かなというふうには理解しておりましたが、私もこの医療保険の本化についてはいいかなと思っておりましたけれども、よくよく考えてみますともう既に、ちょっと調べてみたら、1980年代の半ばから国保に対する国庫負担ががんと落ちました。そこを誰が補填したかという、減額分は、保険税はもちろん被保険者は上がってますし、自治体の負担が発生します、一般会計からの繰り入れが始まっていくわけですが。そして、やっぱり被用者保険の、国費ががんと減った分を被用者保険に肩がわりをさせるような制度ができております。

1点目が、退職者の医療保険制度というのが1984年にできました。そして、2008年には前期高齢者交付金という制度ができました。この2つとも被用者保険から国保に財源が回ってく

る制度になったわけですので、これはもう公費の負担はありませんので、ほとんど被用者保険に負担がかかったわけです。ですから、もう既にこのときから若い世代は国保に財源を出してるんです。またそれ以後も保険財政共同安定化事業というのができました、2010年に。それも公費負担がなくて、国民健康保険同士で助け合おうというので、できたときには対象医療費が30万円以上のところについて、何と申しますか、財政支援があって、それが2015年には対象医療費が全額に拡大しました。これが結局公費負担なしの制度ですので、保険料にはね返ってくるわけです。ですから、その対象医療費が全額になった時点でもう給付の県一本化が達成できてたんだなということを思うんですけども、さらにこれを何ていいますか、全保険者一本化にした場合、それは現役世代にとっては苛酷な負担になると私思ってきました、このごろ。ですから、これは本当に地方六団体が頑張られたように、国庫の支出金をやっぱり減らさずにふやしていただく以外にないというふうに考えていますが、このあたり村長どのようにお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） まさしくそのとおりです。さまざまな徴収できるところから徴収をしてきましたけれども、国民健康保険の財源不足は3,400億というのは、何年か前から叫ばれておりました。それを都道府県化しようといってもやっぱり無理があって、知事会もそうですけども、町村会も政府・与党に対しても、あんた方はこんなことでやって政権が保てるの、国民が納得できるのというようなところ、開き直ってまでやったという経過がありますので、それで3,400億を出さなければ政権がもたないなというところまで、実は追い詰めたというふうに私自身は思っていますので、事ほどさように政府はこれまでちょっとずつ国の補助金を引き上げてきましたけれども、医療保険においてはなかなかそのことは難しい、今回そんなことで6年間保障せざるを得なかったということの結果になったと思っています。それは保険を預かる市町村で、これまで市町村でありましたけれども、今度は30年から県がその責任を負うことになりましたので、県としてもそれは徹底してやってこられた結果が、ことしの激変緩和につながったというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 激変緩和についてですけども、後期高齢者医療保険制度も、今、特例軽減が廃止されつつあります。ただ、後期高齢者についてはもう10年になりますから、こんなに激変緩和が続いてきたわけです。この間後期高齢者の議会でちょっと質問しましたら、30年で、均等割の部分は継続してます。所得割のところは特例軽減が廃止されて、今年度で

全て廃止されました。所得割のところは、その対象者がどれぐらいいるかなということを質問しましたら、県内で対象者が1万2,000人だそうです。所得58万未満の方の保険料の特例軽減の対象者が1万2,000人、影響額は5,300万円。それともう一つ、74歳まで会社等の健康保険の被扶養家族だった方の所得割額の特例軽減の廃止で、その対象者が6,000人だそうです、鳥取県下で。その影響額は5,000万円だそうですけれども、やっぱりこの分がまた負担がふえるわけです。そういったことで、この激変緩和措置をせっかくしていただいで維持できた。この激変緩和措置がなくなったとき、じゃあ、例えば年金なんかはどうなってるのかなとか、いろいろ考えたとき、今、村長の、好景気の兆しがあってというふうに御答弁されましたけど、私たちは本当にそういったこと実感できないのです。動けばガソリン代が上がったな、いろいろ介護保険も使い便利が悪くなったなど、そういったことで、本当に景気がよくなってということ実感できないんです。そのあたりで、この激変緩和措置を、多分6年終わったごろから医療保険の一本化を考えておられるのかなというようなことも考えてもみたりしたんですけれども、このあたり本当にこのたびの激変緩和措置が何だったのかなという感じがします。

日吉津村として、例えば一般会計からの繰り入れは、村長は原則できないという、その原則というのはどういうことでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 原則については、原則は原則できないということでありまして。原則論をとにかく言いませんけれども、それは原則であって、そのときにどんな課題が出てくるのか、そのときに判断をするということだと思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） やっぱり国、県がそういう方向でありますと、原則は原則なんですけど、一般会計から繰り入れをして支援するという方法しかないかなというふうに思いますので、原則であれば、あえて原則というふうにおっしゃったということは、何かほかの道ももしかしてあるのかなというふうにして今お尋ねしているわけですが、これは、例えば一般会計から国保の基金に入れて、基金に積み立てていただきましたけど、そういったことについては、県や国はどうかという干渉はしないわけですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今の段階で、そこまで議論すべきではないというふうに考えております。それこそ医療費や、それから皆さんからいただく保険税や保険料や、そして近隣の保険料のことなども考えながら、うちげ独自で考えて、最終的にどうするのかということは、方針を決めて、

議会にお願いをするということになろうかと思しますので、その時点での課題が発生したときの、言い方は悪いですが、昨年5,000万円基金に積み立てていただきましたので、ある程度の緊急措置には対応できるようにしていただきましたので、そのことにお礼を申し上げて、それでもなおかつ、それはなおかつという言い方は、このたびの激変緩和で、僕は6割保険料が、今の医療費の状態で行くと、うちは保険料が、いわゆる一般会計からつぎ込んでおるやつを見ると、6割上がるのではないかという気がしておりましたけれども、おおむねそういうことに近い数字で激変緩和をしていただきましたので、激変緩和がどこまであるかということもありますので、原則論については、決して逃げるわけではありませんけれども、その状況に応じて判断をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 理解しました。あとの所得割と均等割2方式の算定についての、これは鳥取市、境港市、大山町が4月からやっておられます。ほかにもあるかもしれませんけれど。大山町については、やっぱり試算して、やっぱり激変緩和措置を取り入れられたそうです。それと境港市については、6割の方が値上げになったというようなことをお聞きしました。鳥取市については聞いておりませんが、やっぱりこのあたりは一回試算していただきたいなというふうに感じておりますけれども、いろいろと資産割については、村内の方から、ちょっとひどいじゃないか、所得がないのに、現金で保険料を払わんといけんの、家や田んぼを切り売りして払うわけにもならんし、ちょっとこの資産割についてはいろんな意見を聞いておりますので、一度試算をしてみただけませんか、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 試算した実績はあったかいな。試算してみた実績はあるだかいな。ないな。

試算をしてみたいということでもありますけれども、4方式の資産割をやめて3方式にしようというところもありますけれども、逆にやっぱり4方式を維持するんだというところもあります。それは、地域の状況によって違いますので、うちは先ほどの答弁で言いましたように、4方式を保っておるということでもありますので、今その試算を見直して、4方式を見直してみるとかではなしに、それは事あるごとに機会としては、皆さんに公表する以前の問題として検討は、事務的には、し続けておく必要があるというふうに思っています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） わかりました。子育て世代の国保料の均等割の件につきましては、

7割、5割、2割の減免制度で対応できるという御答弁だったと思います。そして、また慎重に今後考えていくという御答弁だったと思います。

続きまして、子供の小規模保育の今後についてです。連携施設としていろいろな行事も一緒にされておりまして、いい光景だなと思っておりますし、それと保育士さんが一月に1回ずつ栄養士さんと別々に懇談されているのもいいなと思っております。私が、一番最初、これは制度が発足したときに、スタートしたときに、鳥取の保育を考える会の方に同行させていただいて2園を視察しました。本当に保育士さんが一生懸命だなということに感銘を受けたんですけども、ずっと私、一つ気になってることがありまして、それは保育室に窓がなくていいのかなっていうことを、ずっと私気にしておりました。それで、その後いろいろ保護者の方からも聞きます。インターホンでしかお話ししたことがないというようなことも聞いたりするんですけども、このたび、私、改めて保育室に窓がなくてもいいかなということをやっと気にしておりましたので、家庭的保育事業等の一般原則、条例の中に、きょう、このたび条例改正が出てますけども、その条例の中に、家庭的保育事業等の一般原則、6条の6なんですけども、その中に、保育事業所の構造設備は、採光、換気等、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならないというふうに条例で定めております。保護者の方も言われますし、あそこを通路に近いところですので、全く外から中が見えない、あれじゃあ中からも外が見えないだろうというようなこととお話ししました。やっぱり子供の様子が見えないということは、最低基準をいろいろ、今のお話にありましたように満たしてはいらっしゃると思うんですけども、この密室状態というのがすごく気になっております。あるお母さんは、インターホンでしか話したことがないとかいうことも言われました。私最初、3年前に伺ったときに、お昼寝の時間だったんですけど、子供は寝てたんですけども、何となくがやがやがやがや、がやがやがやがやいう雑音がしてくるんです。ぱっと見たら、天井が筒抜けといえますか、そういう感じだったような気がするんです。それで、あるお母さんに、あそこの店内放送がいつも聞こえてくるよというようなこともお聞きしましたので、やっぱりこれについては、採光、換気等の十分考慮を払ってということを見たときに、何かちょっと調査が必要ではないかなと思うんですけど、2園について、村長は訪問活動をしていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 最近はちょっと縁遠くなってますけども、しっかりと見させていただいておりますので、毎年、子供がかわりますので、全部私の顔を覚えていてくれるかと、無理かと思っておりますけれども、適宜訪問をさせていただいておりますので、機会があればそんな意見もあっ

たということもお伝えもしますし、ただ、見えないということが、このごろの世相でいくとどっちがええのかわからんなあ、インターホンでロックがしてあるということがいけんのか悪いのか、これも判断が分かれるところだなあというふうに思うところでもありますので、これだという、これがいいという言い方はなかなかしづらいなあと思って、今、お話を聞いておりましたが、意見としてはこんな話があったなあということはお伝えができるかなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 私、これにはずっとこだわっておりまして、本当に見回り、村長さんしてほしいって思っておりました。やっぱり、私、専門誌を、ちょっと大阪の保育運動専門誌っていうのを読みましたら、窓の機能は明かり取りだけではなく、窓を通じて天候や時間、季節がわかるように外部空間の存在を感じることができる。非常に育ちにとって大事なことだというふうに書いてありまして、納得しました。本当に子供たちの平等を考えたときに、日吉津保育所に通わせてもらってる子供たちに比べてどうかなと思ったときに、本当に見回りしていただきたいなというふうに感じております。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 日吉津保育所も含めて、3つの、0、1、2歳の乳幼児の保育について、それぞれ特性があって、長い、短いがあるかもしれませんが、保護者の方においては、保護者の利便性といいますか、そんなことも子供の成長も含めて総合的に保護者も判断される部分がありますので、一概にどうだということは言えないのかなというふうに思っていますので、引き続いて小規模保育所については交流をしたり、いわゆる許可をする立場での意見を言っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 1点、壁に防音装置のついた壁なのかなということが気になっておるんですけども、そのあたりも調査していただけないでしょうか。そのことと、保護者さんの声なんですけれども、もちろん待機児童対策っていうのが必要、迫った喫緊の課題だということは皆さん承知していらっしゃるし、私も理解しております。けども、選択肢がないわけですので、保護者さんがおっしゃいますのには、仕事を継続するためには3歳の誕生日まで我慢、我慢って言うておられました。そういったことを保護者同士で話ししてられるんだそうですけども、ただ、気になったのが、ここに預けてよかったなと思ったことが一度もないって言われました。そういったこともありますし、それと、退園時、子供さん迎えにいったら

酸っぱいにおいがしたと。本当に着がえには手間がかかるし、手をかけていただいとるのかな、子供は汗かきだしというようなことも心配されておりましたので、そういったことも頭に置いていただきまして見守りしていただきたいと思います。

それと、子供の、日吉津村の子ども・子育て支援事業計画の中にも、やっぱり条例に基づいた子供の最善の利益を守ってやるというようなことで計画になってますので、ぜひともそのあたり、よろしくをお願いします。

そのあたりで、村長さんが防音装置のちょっと点検とか、そういったことをやっていただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） それは、設置基準の中でどうなのかという判断をしながら、家庭的保育事業の一般基準と言われましたけれども、その基準の中でどうなのかということの判断から話ができるかなという、聞くことはできても、じゃあこうしなさいということができるのか、できんのかという話だと思います。

それから、保育をやっていくということでは、日吉津村の子供を育てるという見解では、どこの施設も差異がない、どこの施設も、3施設が差異がないように子育てが適切に行われるように指導をする立場であるというふうに思ってますので、一々の、先ほどありましたことは、耳には入りましたが、それを一々捉えるかどうなのかとは別にして、適切な運営に、適切な子育てに努めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） そのあたりのことでは、条例の中で、家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の中で、最低基準の向上っていうところがあります、第4条に。これは村長さんの役目だなという感じですけども、村長は児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き、家庭的保育事業者に対し最低基準を超えてその設備、運営を向上させるように勧告することができる。2項では、村長は最低基準を常に向上させるように努めるものとありますので、この立場でぜひよろしくお願いします。

最後になりましたけど、下水道についてです。私、好景気の時期に、今を見逃せないというような御答弁でしたけれども、本当に好景気だという実感が全くない方が多いと思います。そんな中で、やっぱり何が不安かっていいますと、将来が不安なんです。たまたま新聞を見ましたら、財務省が社会保障の削減路線に沿って次のような負担増・給付減を示していますというような新聞記事を見ましたら、本当に不安な材料が数々書かれておりました。ですから、社会保障費がど

んどん削られていく中で本当に実感できないわけですので、ぜひとも村独自で減免できる、そういった制度を大事にさせていただいて、そういったことから防波堤の日吉津村、役割を果たしていただきたいという思いがしておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） いわゆる国が地方財政計画を、税収がこれだけありますというもので、その必要経費は、社会保障費は幾らですということを定められるわけでありましてけれども、それに従って地方の財源不足を、税収不足を補填しているのが地方交付税ですので、そういう意味では、各市町村の公共料金やサービスの質をどうするのか、サービスのメニューの数をどうするのか、ふやすのか、減らすのかということは、やっぱり地方財政計画の中で定められた収入や社会保障費の額によって自治体は、じゃあ自分のところはどうかということ判断をしておると思います。不交付団体は多少違いがありますがけれども、交付税の交付団体はやっぱりそこである程度の財政的な運営の方向がはっきりするわけですので、それに従って持続可能な自治体の運営をしなければならないということになりますので、それに基づいてさまざまな政策をするわけですが、今回の下水道の使用料の減額を一部かえさせていただくということについては、まあ、社会保障費が上がって大変だよということはあるんですけど、総括的に、今申し上げたようなことをごさいますので、その中での判断をしていくわけでありまして、じゃあ、10%いきなり減額をなくすということではありませんので、年数経過をしながらもとに戻そうと、戻させていただきたいというものですので、3段階に分けておるといふふうに思いますけれども、そのところで今回は一部引き上げをもとに戻させていただきたいというものでありますので、御理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 何ていいますか、削減ありきでいろいろな、例えば医療、介護の分野では、この数字は、最初に数字があって後から中身がついてくるんだ、じゃあ、この人たちがどういった影響を受けるかというような背景は最初に調べないんだというふうに、私、よく思うんですけど、ぜひとも村内の生活の実態調査みたいなのをぜひやっていただきたいなというふうに、私、思ってます。本当に助けてくださいってことを言えない人を見つけ出して助け上げるのが、私、役場の仕事だと思っておりますので、本当にそういった生活保護基準以下で頑張っておられる方もたくさんおられますし、ぜひとも生活実態調査を、何か国のほうも何かそういった方向に動き出しているようですので、ぜひともそういったことを試みていただきますようお願いいたします、終わります。以上です。

○議長（山路 有君） 以上で江田加代議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩をしたいと思います。

再開は10時45分から行います。45分には議場にお集まりください。

それでは、休憩に入ります。

午前10時27分休憩

午前10時45分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

本日、最後の一般質問になりますけれども、通告順、8番、議席番号7番、橋井満義議員の一般質問を許します。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 議席番号7番、橋井でございます。

本定例会の一番最後になりました。一般質問をさせていただきたいと思います。

前もって一般質問の通告書を執行部のほうには提出しておりますので、順を追って質問をさせていただきたいと思います。

本定例会における一般質問につきましては、さまざまな課題を提案をし、そして、それに対する回答を求めるものであります。つきましては、私のほうから提出しておりますのは、各担当の課題について、大きく2つに分けて質問するものであります。

まず1つ目は、これは総務課の担当の課題ということで、1番目、そして2番目には、建設産業課の担当課題ということで2点目にしております。それぞれの細目の課題を提案をし、説明を求めたいというふうに思います。

これらに関しましては、さまざまな村内の課題があった中で、最近、最近というより従前から地域の方々と話をする機会が多々ございましたので、それらの問題を私の中でしゃくをさせていただいて、まとめさせていただいたものを提出をさせていただいております。

まず、大きな1点目の総務課の課題についての問題であります。まず、これの1番目です。今吉田園地域及び当該地域周辺におきます村所有地並びに土地開発公社の所有地と高田氏との土地交渉の進捗状況の回答を求めるものであります。これにつきましては、私のほうからの通告書に基づきましては、地番、面積、これらの金額別項目を提示の上、説明を求めたいということで提案をしておりますが、聞き及びますところに、現在交渉中であるということで、それらの

詳細の部分については、答弁できる範囲で結構でありますので、そのあたりで説明を求めたいというふうに思います。

次、2点目、今定例会においても同僚議員から同じく質問がありましたが、ふるさと納税の受入額が著しく減少しております。このことについて、その要因をどう分析されて今後の対応を考えられるのか、説明を求めたいと思います。

次、総務課の3点目。国道431号線沿線の開発についてであります。これは、まず、富吉の北側、これはウシオ、それから、樽屋の北側、いわゆる431の南側はオリックス不動産という2つの事業者によって開発計画が進められております。めいめいによって進展の歩調並びに手法が違うために、一概に431号線開発ということのくくりにはできない問題ではないかというふうに理解をしております。これらの当該地権者並びに近隣の住民の方に対する見解、それらをどのように分析されておられるのか。執行部側の見解を求めたいと思います。

また、それらの進捗状況はということであります。これにつきましては、総務課の担当というふうに提案をしておりますが、これについても建設産業課の担当になるのかなというふうに思いますし、このあたりについては執行部のほうで解釈していただければというふうに思います。

次、大きな2点目、建設産業課の課題についてであります。

まず、1点目、村道の側溝土砂堆積による流水不能状況を確認をしたところであります。その対応についての考え方がありますが、これらを全て村任せであるのか、さまざまな状況がこれは複合的にかんでいるのかなというふうに思います。例えば、米子市のある自治会等では、住民総出で床版をはぐり、そして、土砂をしゅんせつをし、その土砂を集積箇所にて固めて、その後、米子市の委託の回収業者が回収をしておるといような事例も、これはあるわけであります。今後はこれらの課題は避けて通れないということを考えますので、いま一度、これは当局としてもこれらの対応は一度整理をされたほうがよろしいかなというふうに思いますので、これらについての見解を求めます。

次、建設産業課、2点目。農産物の出荷額が50万円以下の農家補助を行っておるところであります。これらのその費用対効果についてどうかなというふうに常々感じとる部分がございますので、これらの費用対効果、コストパフォーマンスをどう分析されておられるのか、できればこれらの件数等についても説明を受けたいなというふうに思います。

次、建設産業課、3点目、農地保全に関してです。農地中間管理機構や個別に耕作者に委託できていない土地が、昨今、田植えが終わる時期になりましたが、見受けられるところあります。これらの状況をどのように捉えられているのか。見解を求めたいと思います。

それから、建設産業課の4点目。これは、米作についてであります。生産調整から国は手を引く方向でいるようであり、本年度につきましては県内で協議調整をしたとなっており、その結果、本村でもそれに基づいて生産調整等の計画を立てておられます。これについて今後の展開をどのように対応されていかれるのか、見解を伺いたいと思います。

そして、本村では主食用米、そして飼料米等で、以前より推計別、そして、ブロックを分けをいたしまして、そこに主食用米地域、そして飼料米地域、それから転作作物等で分けをして、そこで生産をしております。本年度を例にとりますと、主食用米が不足をするということで、急遽飼料米から主食用米に変更を余儀なくされた農家も多々ございました。これに基づいて、まず主食用米を耕作した場合、そして、飼料米を耕作した場合の収入分析を10アール当たり、要するに1反当たりで算出していただき、それを例に掲げていただいて議論をしたいと思います。

以上、総務課の担当問題3点、建設産業課の担当の問題4点、以上7点につき、答弁を受けたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 橋井議員の一般質問にお答えをしております。

最初に、土地の交渉の進捗状況ということで、地番、面積、金額別項目を提示の上、説明ということでありましたけれども、実はこの件につきましては、6月議会に提案するような段取りにしたいなということだったので、それを受けての一般質問かなというふうに思いますが、今の段階で、海浜運動公園建設に関する土地所有者の交渉について、農業委員会や農業会議に公共団体として農地を取得するということでのまだ提案に至ってませんので、御質問の内容につきましては交渉中であるということでもありますので、詳細については控えさせていただいて、これから精力的に農業委員会、農業会議に対して村が農地を取得しながらこの問題を解決していくということで取り組みをしておりますので、いずれかの機会にその農業委員会の、農業会議の決裁がいわゆる許可の状態になったときに初めて交換ができると。いや、交換ではありません。今、相手方とお話ししていることの決着がつくのであろうというふうに思いますので、それをもって初めて議決をいただくという段取りになろうかと思っておりますので、状況が多少変わってきておるといって御理解をいただきたいと思っております。

交渉の状況については、平成元年から30年間に及ぶ長い期間、決着せずに来たところであり、今年度中に交渉がまとまるというお互いでの話し合いはしたわけでありまして、6月議会に提案というようなことで、3月の議会の全協あたりでお話ししたかと思っておりますけれども、農地が含まれておるといってございまして、さまざまな課題を解決しながら農業委員会、農

業会議に議論をしなければならないということで、今、この2機関に対して議論を始めたところ
でありますので、方向としては、お互いの話としてはこの2機関の、2つの機関との交渉を、い
わゆる議論を、許可を得る状況を終えて、お相手方と合意の前段をとりながら、今年中には終了
できるよう、終了といえますのは、議会に提案をして議決をしていただくというところまで進め
てまいり所存でありますので、当初、3月ごろに申し上げておりました状況と多少日程がずれ込
むということで、新たなことも出てきたということもありますので、農業委員会や農業会議に農
地を公共団体が取得するという事は当然の行為でありますので、その審査を受けて次の段階
に進むということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。これが1点目の土地交渉
の状況であります。

2点目のふるさと納税の受入額の減少が著しいがということで、その要因をどう分析し、今後
の対応を考えてるのかということでありますが、松本議員にもお答えをしたところでありますけ
れども、平成29年の4月に、返礼品の割合を3割以下に変更するよう指導があって、その3割
以下にしたということでありますので、その影響が大きいものと考えております。あわせて、ふ
るさと納税サイトの充実によって、複数のサイトに寄附者が分散し、寄附件数の減少に影響して
いると考えております。さらには、鳥取県や熊本県の、鳥取県中部の地震などの自然災害の影響
も可能性があるというふうに考えております。

今後の対応は、パンフレットの作成とふるさと納税サイトをふやすことなどを検討をしてお
るという内容であります。以上がふるさと納税の減額の原因や今後の対応ということでのお答えと
させていただきます。

次に、国道431号沿線の開発ということの答弁であります。その中で、質問の要旨は、村
民など地権者の意見をどう受けとめているのか、その進捗状況はということであります。国道4
31号の沿線の商業開発につきましては、市街化調整区域の地区計画による手続を進めておると。
地区計画という手法で調整区域の都市型利用を考えておるということであります。平成30年の
2月12日に住民説明会を開催し、また、平成30年2月5日から19日にパブリックコメント
を実施して、村民の意見集約及び意見に対する回答を行ってきたところであります。

意見の内容については、商業開発を歓迎する意見、開発に反対の意見、特に24時間営業の店
舗に対する反対や交通安全対策等が提出されております。24時間営業や交通安全に御心配の御
意見に対しては、大変重要なことでもありますので、居住環境、営農環境との調和が図られ、良好
なまちづくりが進められるように開発事業者と協議を行ってまいり方向であります。

進捗状況につきましては、オリックス株式会社が計画しております樽屋北地区は、都市計画決

定手続の中、県知事への事前協議を行う段階であります。関係自治体への広域調整を行っているという段階であります。最終決定は知事さんが行われるということになろうかと思えます。

それから、株式会社ウシオの国道431号北側の計画は、関係各機関と事前協議が行われている状況であります。

次に、大きな項目の2番目の質問に進んでまいりますけども、村道の側溝土砂堆積による流水不能に対する対応についてということで、村道の側溝の土砂撤去につきましては、従来から自治会の作業や農業者の作業によって行われております。村道の側溝の種類には、農業用の用排水路と兼用しているもの、ふたがかかっているもの、かかっていないもの、ふたも、軽いものから人力では対応が困難な重量のものまで多岐にわたります。道路側溝の管理につきましては、従来から自治会や農業者での実施を基本としてお願いをしておるところでありまして、その状況によってケース・バイ・ケースで対応をしているということでございます。御指摘の箇所につきましても、他の自治会では自治会の川ざらいの一斉清掃で撤去をさせていただいております状況もありますので、関係の方と、自治会も地権者、いわゆる権利者、水路に隣接していらっしゃる関係の皆さんとも協議しながら対応をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、小規模農家支援事業についてでありますけども、小規模農家支援事業につきましては、地方創生総合戦略の元気な村づくりの中で健康寿命を延伸される施策の一つとして、小規模高齢農家の方が生きがいを持って農業に取り組んでいただくとともに、そうした農家の営農意欲の維持、増進を図るための取り組みで、平成28年度から予算化、事業展開をしたところあります。

内容といたしましては、前年、前々年の農作物販売金額が50万円未満の65歳以上の農家に対し、販売金額の5%を助成するものでございます。平成28年度につきましては、3名の方に3万4,900円、平成29年度につきましては、5名の方に4万6,800円をお支払いさせていただいたところあります。

しかし、この2年間は、当初想定していたほどの実績は上げられておりません。その理由として、農家の皆様にこの制度がいま一つ認知されていないこと、また当該する農家の皆様にとって、営農意欲の動機づけとしてのこの制度が結びついていなかったことなどが考えられます。

今後は、農業委員会や日吉津村地域農業再生協議会等の皆さんに意見を聞いた上で、申請をしていただきやすくなるような制度の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。引き続き対象農家となり得る方に広報や座談会等、さまざまな場所において周知を行ってまいりましょう。そして、当該農家の方の営農意欲の向上、さらにはそれに伴う自己保全農地の解消に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いをします。

次に、農地保全に関しての質問に対してお答えをさせていただきますが、営農計画書を集計した資料によりますと、平成30年度の自己保全農地は9万8,400平米となっております。昨年度の自己保全農地が7万3,230平米でしたので、2万5,170平米の増加となっております。増加の原因につきましては、ブロックローテーションが平成29年度、主食用米だったブロックが転作ブロックになったことや、作物の価格低迷、農家の高齢化と、さまざまな理由が混在していると推察いたしております。

このような農地をどのように解消していくのかという課題の解決方法として、今年度、人・農地プランの見直しの計画をしております。見直しに当たって、まず、村内を自治会ごとないしはそれ以下の、それ以下といいますのは、小さいグループに分けて話し合いを行ってまいりたいというふうに思います。

話の内容といたしましては、それぞれの農家の今後、具体的には後継者の有無や営農の意欲等をグループ内で共有をしていただいて、後継者がおらず、近い将来、自己保全農地になるような箇所を明らかにしながら、その農地を今後、誰がどのように営農していくのかをまとめてまいります。そして、この話し合いの結果をもとに、人・農地プランの見直し、あるいは担い手への農地集積による保全管理地の減少を進めてまいる考えであります。

最後に、米作、米の生産調整の今後の展開についての対応でございますが、平成30年産米から国から提示される生産数量目標は廃止となり、各地域が実情に合わせた目標を定めることとなりました。これについて、日吉津村だけでその生産目標数量を定めるのは難しいなということで考えておりましたけれども、ことしについては、鳥取県農業再生協議会が県全体の生産数量及び市町村別の生産数量を設定し、村もその目標に従い、農協の意見が強かったということでありまして、主食用米の面積の設定をし、それから、それ以外の転作の面積も確定したわけですが、主食用米を増産させるというようなことでの生産目標数量の設定であったというふうでありました。

今後につきましては、国の動向やそれにかかわる県農業再生協議会からの情報提供に終始しながら、ブロックローテーションの管理、調整を行ってまいりたいと思います。そういう意味では、長年、農家の皆さんが続けていらっしゃるブロックローテーションが米の生産調整においても有効な手段であったというふうに思っておりますので、水利用においても転作の実施についても非常に有効であったというふうに考えておりますので、このローテーションをもって管理、調整を行ってまいるといふ方向は、村の農業再生協議会の中でも当面は確認ができておるといふことであります。

続いて、主食用米と飼料用米、餌米との収入比較についてであります。平成30年度の基準対象は、10アール当たり537キロです。主食用米のきぬむすめを作付した場合、全量が1等米と仮定すると、なかなか1等米が今厳しいですけども、29年度の実績単価が30キロで6,300円となりますので、537キロの収量がありますと11万2,770円の売り上げとなります。次に、飼料用米についてでありますけども、29年度の実績単価が1キロで13円でございますので、537キロで6,981円の売り上げとなっております。ここで681円の差が出るのかな。さらに、飼料用米については、水田活用の直接支払い交付金の対象となりまして、収量に応じた10アール当たり5万5,000円から10万5,000円が交付されます。537キロの収量ですと、10アール当たり8万円が交付されます。また産地交付金の多収品種作付助成として10アール当たり1万2,000円が交付されます。さらに、村単独加算金が10アール当たり4,800円、29年度の実績です、をお支払いいたしました。合計いたしますと10アール当たり10万3,781円となり、主食用米と比較すると8,989円の減額となります。合っちゃんかいな、これ。合っちゃん。11万2,770円のきぬむすめと、餌米の10万3,781円を差し引くということだな。主食用米と比較すると8,989円の減となります。

今後につきましても、主食用米と飼料用米の収入に大きな隔たりが出ないように、国、県、村、それぞれの交付金や補助金を活用し聴取してまいりますけれども、主食用米と餌米との金額の差、それから、転作で幾らの、10アール当たり収量になるかということの、その国の買い受け金額や流通金額や、さらに補助金の額は年度ごとに変わりますけれども、これを変えることはできませんので、そこで村単独の加算金を多少価格の、どうしようかと、バランスの違い、価格の違いをどうやってバランスをとろうかというようなことを再生協議会の中で毎年協議をしながら、じゃあ、ことしはこういうことできましようというようなことで、水稻の作付計画が出る段階で議論をして方向づけをしながらやっておりますので、ことしもそういうことだと思っております。なるべく差が出ないように調整をしようというのが今までの状況であったのかなということをお願いいたします。

○議長（山路 有君） これより再質問を行います。

橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 再質問をさせていただきます。

まず、順を追ってのほうの方がわかりやすいので、先ほど通告いたしました順番にさせていただきますと思います。

まず、総務課の1点目の高田氏との土地交換の部分について。現在、交渉中ということであり
ます。これについては、以前にも交渉経過の部分で説明を受けたものでありますので、要するに、
進捗がなかなか難しいということで理解はいたしました。それで、なぜかといいますのは、やは
りこれ、既に3月の予算でこれは予算化したものでありますので、予算の執行というのはもう
年度内の執行であるということで、村長のほうも6月には何とかそれはやりたいということの御
意向の部分も、私どもは理解したところであります。

それで、その部分は、それはそれでわかり次第にまた求めたいと思いますが、この土地交渉に
関して、これは当初に当事者の方との覚書を交わしておられますよね。それが、覚書を交わされ
て、それから、その覚書の内容と実情とが変わっておる現状であります。その部分について、覚
書がもとの従前のままでは効力が発揮しないし、そごが生じるというふうに考えますので、そし
て、その覚書の部分を、覚書を、その後、一番当初のものから何度変えられたとか、どういう内
容で変えられたという部分は、その辺はお答えいただけませんか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 大ざっぱなところになりますけれども、面積を、1万と6,000と3,0
00というものがあったと思います。それで、1万と6,000はこれまでずっと残ってますし、
それから、3,000は早い段階で、これは解消ということにしています。それから、1万と6,00
0のうちの山林部分の3,000については、29年にこれも対象のところから外したということ
でございます。最終的には、もう一回これまでの交換という大きなベースがありましたけれども、
それは時価の問題で課税上の問題が出てくるなあとということで、相手がお持ちの土地を一定の条
件で買い受けようかと。それから、うちが交換の土地として準備をしておりましたものは、それ
は交換の対象から今回は外すということになりましたので、当初のことから言えば、金額で考え
ると相当交渉をし、30年経過した中では絞り込まれたかなというふうに思っています。今回は、
金額的なもの、面積的なものも今、交渉中でありますので、そこははっきりしたことを申し上げ
るわけにもまいりませんが、架空の世界ですので、当事者でいいよと言っても、これでいこうか
と言っても、また許可権限者が2人いらっしゃいますので、そこを通らんと本物にならんとい
うことでありますけれども、今の段階では、この交換の土地を、交換から対象外にするというもの
の、いわゆる取得原価も、村が準備した原価も相当な原価になってますので、それはそれで納得
のいただける数字がある程度は示されるのではないかというようなところで考えておるところで
ありますので、何回か交渉の過程は変わっております。覚書があつたりなかったりする部分はあ
りますけれども、基本的には覚書を基本にしながら交渉を積み重ねてきたという内容であります。

以上であります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 私が質問させていただいたのは、当初の平成元年当時の覚書は私も目にしたことがあります。それ以降、手直しを、手直しと言うのはよくないですね。交渉の経過で、その覚書を変更あるいは改定をされた経過は何回あってということ为先ほど私はお伺いしたわけで、何回あって、その内容については、先ほど申されたとおり、交換の場所やら金額やら取引条件ということであったであろうなということは推察できるわけで、その回数等についての、私は質問をしております。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 契約として交わしたものは3回しておるといふ。ですから、当初と、その後2回変えとるといふことであります。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 要するに、一番最初の平成元年の覚書以降は2回されてるということで、合計、覚書としては2回あるということで承りました。この詳細内容についての云々は、たびたび変更されておられるということで、いずれはその部分についてのお願いをせないけんということも多分出てきます。

ちなみに、一つ聞きたいんですが、昨今、国会でもいろいろなことが出ておまして、森友問題ですとか云々。例えばこの覚書というものについて、これ、例えば情報開示請求等があった場合に、これは開示請求に該当するものなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 軽率な答弁をしてもいけませんけれども、基本的には開示請求の対象だといふふうに思っています。それはどこまで開示をするのかということでもありますので、情報公開条例の、いわゆる西部の町村会の中に弁護士さんを初めとして学識経験者を入れた審査会が、審査会だと思いますけども、ありますので、情報開示の請求があったときにはどこまで出せるのかということでの判断を得ながら出していくと。中身がどれだけ開示ができるのかということは、ここでは私の判断の範疇から外れますので、そこは情報公開審査会というものに委ねてありますので、そこで判断をしていただきながら出すということになろうかと思っております。

中身のぐあいについては、まあ言ってみれば、わかりやすい言い方をすると、どこまで黒線が入るのかという話かと思っておりますけども、基本的には開示すべきもんだといふふうに思っています。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） わかりました。この情報公開の云々というものについての云々というのは、それを私が見てもどうしようもないので、私は請求する意思も一つもありませんので御安心いただきたいと思います。そういう場合に、やはり対応された状況も想定をしながらこの問題については対応していきませんと、土地と近隣の、要するに不動産状況が大きく変わって利害関係が出てくるといことも想定されていきますので、その辺は十二分に考えていただきたいなというふうに思っております。以上、この高田氏との土地交換の問題については終わりたいと思います。これは進展次第にまた情報をいただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

次、2点目、ふるさと納税についてですが、これは今定例会で同僚議員のほうからも質問があったんですが、詳細についてはこれはさまざまな要因があって、これも、こないだの新聞にもこれ出てました。日吉津村の場合、52.1%で、前年対比が一番低いですね。その次が鳥取市、ごめんなさい、三朝、鳥取ですかね。先ほど答弁でもありましたとおり、地震の影響であったり、さまざまなネットの環境のPRの仕方というところが大きなところであったかなということは、社会的状況からは類推をすれば理解ができます。しかしながら、私は一村議員ですので、国に対する態度が余り私も、国から言われるのが逆に釈然としてないものですから、私、この国の主導の3割、大きなお世話、それから、ことしの4月になっては、地場産品に限ると。さまざまなかせを着せて、地方の中の努力をしようとせっかく思ってるのに、何でこんなに、たまたま自治体に寄附してくださる方がおられてありがたいことなのに、何でこんなことするのかと思って、実は立腹してる一人であります。

それで、その中で、昨年、3割を目安として総務省が指導をしまっていました。その指導はいいです。その3割を例えばちょっとでもオーバーしたら、ペナルティーでも何かかけるんですか。そこが1点。

それと、4月に地場産品に限ると要請をしてきております。その地場産品のエリアなんて、どこまでなのかと。ですよ。その3割というのも、どういう3割で、それをちょっとでも超えたら何かお仕置きを受けたり、交付税、おまえのとこ少なくするよとかいうのがあります。そのちょっと2点だけ、どういうふうに捉えておられます。

○議長（山路 有君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 橋井議員の御質問にお答えします。

まず、ペナルティーに関しては、総務省の通知ということで、あくまでも指導ということですけども、通知が出てから、県のほうからやたら催促をいただいて、いつまでにするかとか、結構

お尻のほうをたたかれて、いよいよしないといけないなということで、うちのほうは真面目に3割にしたところであります。特にペナルティー、まだ超えてるところもありますので、要は、そういうところが過度になって、もともとのふるさとを思う気持ちのふるさと納税が、その商品をとるためにやってるような状況になってきているということから、そういうのがありましたので、しっかり真面目に3割ということで、うちはさせていただきます。

それから、また、その後に、地場産品に限るような話が出ました。ただ、うちのほうは、こないだも松本議員にお話ししたように、地場産品というものがなかなかないので、これに関してはなかなか了解ができないということで、今のところは今の現状を進めていくということでお答えをしてるところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 長々とこの話をしてもいけません。要するに、今のところ、3割についても厳密な罰則はないという理解でいいですね。3割超えても、まあいいということで理解をしておきます。

それと、地場産品は、例えば地元で買われるものに地元のお店で、ここの日吉津村の中であるのに、せっかく利用をしてもらってるところに出品されたものも地場産品の扱いとしても取り扱っていいんじゃないかなというふうに、私、思いますので、その辺は総務省もまだそこはフェジーなというところで理解をしたらよろしいかなというふうに、わかりました。

次に3点目、行きます。あと15分しかありません。431号沿線の部分ですけども、これも以前にこの説明を受けました。要するに、地区計画に基づいて粛々と今やっているということで、状況として村民の皆さんにも御理解がしていただかないかなと思うのは、要するに、樽屋の南側のほうが事業的には早くなるであろう。それと、富吉の北のほうは、段階的にはなかなかここはハードルがちょっと高いんじゃないかなという理解を、私は村民の皆さんに理解をしていただくためにこの話をさせていただきました。どこまでの云々ということは、おいおいまたこの協議会なり、あとは大店法なり都計審の部分で出た段階で新たな展開はあるというふうに理解しておりますので、そこは都計の担当なり役場の担当のほうからあると思いますので、その点はわかり次第にお願いをしたいというふうに思っております。はっきりして、提案というか、御説明いただいたのは、今の橋通り道のところが9メートル道路のところ接続をして2車線化をして、交通の支障にはないよということだけは承りましたので、その点について、逆にオリックス不動産の地権者の方々の状況というのは、今、感覚的にどのように受けておられます。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 2つの大きな枠でいくと、今の2つの地域を地区計画ということで定めております。開発事業者と地権者が地区計画の事業計画を立てて提出をされなければならないということでございます。それには道路幅員があったり農業用水路をどうするのかということや、交通問題はどうかということがございまして、オリックスのほうは一応その条件がそろっておるということですが、もう一つの案件のほうは、大きな地区計画というのは、村がこういう条件です、例えば道路幅員はこういうことですよということを申し上げておりますので、それに従って地権者と事業者さんは事業計画を定めて提出をされなければならないということです。オリックスさんのほうはその要件がおおむねついておりますので、あとは4月の段階で、細かい名前は忘れましたが、調整区域の大規模集客施設の県のビジョンというものがありましたけれども、それは調整区域でのビジョンであって、地区計画を立てる際にはそのビジョンは適用除外にしてくださいと言いましたので、それは県が早速適用除外にさせていただきましたので。ただ、そういう面では、じゃあそのビジョンに適合するのかせんのかということと、それから、周辺の自治体とどうするのかということがありますので、自治体に行くのは、私が隣の自治体にこれをお願いします、隣の自治体をお願いしますということではないと私は思います。それは、鳥取県がこの西部圏域をどんなふうな開発の許可をするのかということにかかっておると思ってます。逆に僕が隣の自治体の首長になったときに、日吉津が開発するけん許可をしてくださいというときには、なかなかうんと言いがたいというふうに思ってますので、それは県の仕事だというふうに思ってます。そのビジョンを、地区計画を立てたところはビジョンの対象からそういうことを外させていただきましたので、あとは県の考えに、県がどういう判断をされるかということになりますので、オリックスさんはもうそのところまで来ておるということで、地権者のことも解決をして、地権者もその一緒に気持ちで樽屋の人は臨んでいらっしゃるということだと思います。以上です。

答えがどんなふうに出るかは県知事さんの決断といいますか判断ですので、よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） ありがとうございます。今のオリックスの部分については、あと、最終的な県の都市計画の判断によるというところに、そこまで来ておるということが理解できました。多分、地権者の方、エリアの方も、その部分は今回の質問で御理解をいただけるんではないかなというふうに思います。

以上で総務課担当のところを終わりにして、建設産業課、残り10分ほどとなりました。

この村道の土砂の堆積ということではありますが、これも、私も課長さんなり当事者のところのあれをお願いしてすぐさま対応していただいたということでもあります。といいますのが、431より北側というのは、村内の規制状況から考えましても、砂地の畑がほとんどでありますから、飛砂によって側溝の間から砂が堆積しやすいということが、私も理解をしております。それに、おまけに、旧集落内につきましては道路幅員が狭いものですから、側溝がオープン側溝では難しくてやはりそこにPC床版をかけて、道路幅員を稼いで車の通行ができるということになります。

それで、場所、場所に多分、日吉津のエリアの自治会の中でも様子が違って、それぞれに対応されなくちゃいけないということは多分あると思うんで、それと、開発、田園居住区なり云々がまだ裸地のままで、そのまま砂が飛んでいって、おまけに勾配がないということがありますので、その辺はケース・バイ・ケースということで、これを一概に自治会でお願いしますということとはなかなか言いにくいし、そのあたりでは対応していただいたなというふうに思いますので、それについては担当課長、ケース・バイ・ケースということで理解してよろしいですか。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の質問にお答えします。

答弁のほうにもありましたけども、ケース・バイ・ケースということで対応はとらせていただきたいというふうに思っておりますけれども、基本となりますのが、自治会の皆様方で対応を検討していただいた中で、そういった中で村なり当事者の方なりっていうところで対応をとっていただくということになろうかと思えます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） そうしますと、一応、やはりルートとしては、自治会なりにやはりこの問題を諮っていただいて、その対策をやはりひとつ自治会としての問題として捉えていただいて、その中で、やはりこれは行政のほうにどうこう云々ということが出れば、その中で対応していただくというような方向づけがやはり大事だなというふうに思いますので、その辺は行政のほうもやはり自治会なりにお願いをして、それは自治会の座談会なり云々のときにでも諮っていただきたいなというふうに、これは要望しておきたいと思えます。

次に、2点目ですね。農産品のこの50万円の云々ということではありますが、50万円で65歳で4名あったということでもあります。それに、これが、やはり棚ぼたと言っちゃあちょっと失礼なんですけど、やはり地方創生のあめ玉、毒まんじゅうとまでは言いませんけど、それに近い代物で実はあるなというふうに、私、思っておりますし、これはこの地方創生の対応、対策の云々というのが切れたときに、これをぷつつなくしてしまうというときのほうが、逆に怖いなど

いうより、どうかなというふうに思いますので、その点を、今現状の云々でとやかく言うよりも、これからこの事業をずっと続けていく、継続していき、やめるときのほうが怖いかなというふうにと思いますが、その辺はいかがですか。どのようにお考えですか。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 今、地方創生、4年目ということになっております。5年が最後ということでもあります。それから、その地方創生そのものがどうなるかわかりませんが、5年は担保されておるといふことでもあります。そういうことで、ここの部分については効果が十分出ていないというその認識も持っておりますので、どうやってこれをやっていくのかということ、それから、縮小もありということも考えますが、議論をその再生協議会などで意見を聞きながらやっていく、さらには、地方創生の中でも、ことしは地方創生を前倒して見直しをしようということをしてますので、そこでの議論の方向に待ちたいというふうに思ってます。金額的にわずかだけええわいというものでもありませんけれども、その効果を、しっかりとした当初の目的になるような議論をしていきたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（7番 橋井 満義君） 残り時間も少なくなりました。最後に、産業課のこの3番と4番をまとめてお伺いしたいなと思います。

米の政策転換のことについてなんですけども、農地保全について、現在、中間管理機構にお願いをしてるといふよりも、ここがワンクッション入っていただいて、現在の形が何とかやっておれるという部分を私も理解しております。

それで、村がどのような役割をしておるのかなということについては、まず、この管理機構に集積協力金で500万円支出します。500万円を支出して、その機構からその中間管理の事務なりの、実務の部分は村がやらなくちゃいけませんから、その部分に中間管理から委託を受けてそれをやって、その払い戻しが162万円あります。ですから、全体的に入入りから考えていくと、500万を中間管理機構に出して、そこから今度は事務委託を自分のところで自前の仕事を162万でやりますから、実質、338万円は中間管理機構に行ってるというのがお金の流れであります。

それで、中間管理機構が集約されても、今の問題は、ちょうど田植えが終わって、田植えをしてる人からよく言われるのが、なかなかそこで受け手がなくて、水張り田になってたり云々でどうするんだろうかというようなことがよく出てまいります。なかなか引き受け手さんがいないというところが今後の課題かなということをおもってますので、そこをやはり解消しない限りなかなか

難しいなというふうに思ってます。中間管理機構をやめるとか云々とかいう意見ではないんですけども、もともと元来、地権者の方々のやはりその構造が変わって、家庭構造なり就労構造が変わってきたというのが一番大きいです。それで、今でも畑に行って、出会ってあれしますのに、ほとんど70前後の人ですわ、熱心にやられてるのは。それか、仕方なくでもやっておられる方。この人たちってほとんど昭和の20年代の初頭前後から、その辺の人です。村長も同じ世代の方なんでしょうけど。大体、従前よりやって少しノウハウがある人、それから、退職後に再稼働した人、退職後、全く手もつけない人、大体大きく3つ分かれますわ。

それで、これから後、5年ぐらいまでは多分もつんじゃないかな。あと10年したら、この人たちがクエスチョンマークですわ。もうそこが、こないだも村長もかがやき学級のときに課題を提案をされて論じられたことと私も意を同じくしとるんですけども、時間もありませんから、後は総論で結構ですので、これからの農業のあり方というのは、日吉津村って地域もあれもいろんなさまざまな要因がありますので、その辺の、最後、総観を村長のほうから述べていただいて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 石村長。

○村長（石 操君） 農地の現況についてはそういうことでありました。中間管理機構にやむなく預かっていたいただいた30ヘクの土地で、残りが10ヘクほど、中間管理機構から次の耕作者に行かだったということであいておるということですが、中間管理機構も3年しか抱えませんので、それまでに次を探さなければならないということが、近々のところではあります。でも、さっき議員が言われますように、今、しっかりと自分のところをやっていらっしゃる皆さんが、せいぜい5年から10年ということですので、今、自分がいいという判断ではいけない。農地をどうやって次の世代に引き継いでいくのかということだと思います。機械は大きな機械が入って、川をよう渡らんやな機械も入ってますので、そんな圃場では到底到底、集約化が進みませんので、そういう意味では、集落に出ながら、御理解をいただきながら、農地のあり方や人・農地プランをどうやっていくのかということを進めるということがまず前提であります。やっぱり、国が言ってますその今回の土地改良法の改正は、農家の負担を求める条件がありますけども、規模を大きくしようということですので、できるだけそれに沿うような農地を残していかなければならない。今がいいから5年先がいいということではないので、作り手も、農地のいわゆる土俵もそんなことにしていかなければならないというふうに、それが当面の行政の大きな課題であると、いわゆる農業に対する課題であるというふうに考えております。以上であります。

○議員（7番 橋井 満義君） 以上で終わります。

○議長（山路 有君） 以上で7番、橋井満義議員の一般質問を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって解散いたします。

なお、明日6月14日9時から全員協議会を開催しますので、委員会室に御参集ください。御苦勞さまでした。

午前11時46分散会
